

## 第6 知的財産権にかかる紛争解決制度の改革

### 1 知的財産権紛争の動向

知的財産権関係民事事件の新受件数（全国地裁第一審）は、2009（平成21）年には527件であったところ、2013（平成25）年には552件、2018（平成30）年には490件と、増減がありつつもおおむね横ばい傾向といえる。同事件の平均審理期間（全国地裁第一審）は、2009（平成21）年には13.4月であったところ、2013（平成25）年には15.7月、2018（平成30）年には12.3月であり、ここ数年は短縮傾向である。

また、知財高裁における審決取消訴訟の新受件数は、2009（平成21）年には443件であったところ、2013（平成25）年には353件、2018（平成30）年には183件と減少傾向にある。同事件の平均審理期間は、2009（平成21）年には7.5月であったところ、2013（平成25）年には7.6月、2019（平成30）年には9.3月とやや延長傾向である。

### 2 近時の実体法改正の動向

#### （1）特許法（2018〔平成30〕年改正ほか）

2018（平成30）年改正では、出願前に発明が公になった場合の新規性喪失の例外期間が6か月から1年に延長され、インカメラ手続における書類の必要性判断や専門委員の関与が可能となり、中小企業者等に対する特許料等の減免等が定められるなどした。

また、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律による改正（以下「TPP11改正」という。）により、特許の審査に時間を要した場合に特許権の存続期間を延長することが可能となった。

#### （2）商標法（2018〔平成30〕年改正ほか）

2018（平成30）年改正では、商標登録出願の分割の要件が強化され、親出願につき出願手数料を納付しない限り適法な分割ができないものとされた。

また、TPP11改正により、指定商品・指定役務についての登録商標の使用による商標権侵害等の場合において、商標権の取得及び維持に通常要する費用に相当する額を損害額として請求できる旨が定められた。

#### （3）不正競争防止法（2015〔平成27〕年改正、2018〔平成30〕年改正）

2015（平成27）年改正では、営業秘密の保護を拡大するため、刑事処罰の範囲の拡大と罰則の強化、損害賠償請求等における立証責任の転換や差止請求の除斥期間の延長等がなされた。

2018〔平成30〕年改正では、限定提供データの不正取得・使用等に対する差止請求等が新設され、技術的制限手段の効果を妨げる行為の助長行為の範囲が拡大され、インカメラ手続における書類の必要性判断や専門委員の関与が可能とされた。

#### （4）著作権法（2018〔平成30〕年改正ほか）

2018（平成30）年改正では、①デジタル化・ネットワーク化の進展への対応、②教育の情報化への対応、③障害者の情報アクセス機会の充実、④アーカイブの利活用促進、を目的として権利制限規定等を整備し、許諾不要となる範囲の拡大等がなされた。

また、TPP11改正により、著作権等の保護期間が70年に延長され、著作権等侵害罪の一部が非親告罪とされるなどした。

### 3 紛争解決制度の充実に向けて

#### (1) 日弁連知的財産センター

日弁連知的財産センターは、知的財産権の確立・普及等を進め、より良い知的財産制度の発展を図るとともに、弁護士である会員が知的財産業務に関与するための施策を企画する等の活動に取り組むことを目的として設置されたものであり、知的財産権に関する制度及び政策提言等に関する活動や、知的財産権の確立・普及及び人材育成等に関する活動を行っている。

近時では、2019（平成31）年2月15日付け「『知的財産推進計画2019』の策定に向けた意見募集に対する意見書」、同年2月6日付け「産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会報告書『実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方（案）』に対する意見書」、同年1月16日付け「産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会『産業競争力の強化に資する意匠制度の見直しについて（案）』に対する意見書」等を発表するなどしているが、実務を担う弁護士の立場から、こうした積極的な意見発信を行っていくことは重要である。

また、日弁連知的財産センターでは、日弁連特別研修会や知的財産訴訟に関する講演会を毎年実施しており、知的財産業務に精通する弁護士の育成を行っているが、知的財産権にかかる紛争の解決を適切かつ迅速に行うためには、弁護士一人一人の実力を向上させることが必要不可欠であるといえ、こうした研修等を通じて絶えず研鑽を続けることができるよう態勢を整える必要がある。

#### (2) 日本知的財産仲裁センター

日本知的財産仲裁センターは、日弁連と日本弁理士会とが1998（平成10）年3月に「工業所有権仲裁センター」という名称で設立したADRであり、東京本部のほか、関西及び名古屋の2支部と、北海道、東北、中国、四国及び九州の5支所とがあり、全ての高裁所在地に設置されている。特許権等に関する訴え等の管轄（民事訴訟法6条）の規定により、一定の知的財産権に関する紛争については東京地裁又は大阪地裁の専属管轄となるが、同センターの支部・支所は、これらの地裁に提訴することが困難な当事者に、訴訟に代わる紛争解決手段を提供するものといえる。

同センターは、相談、調停、仲裁等の業務を行うとともに、特許発明の技術的範囲に属するかどうかや特許に無効事由があるかどうかを判断する判定サービス（センター判定）も提供している。

なお、同センターに申し立てられた調停又は仲裁事件は、2008（平成20）年以降は年間10件未満で推移しており、さらなる認知度の向上や利用促進のための方策を検討・実施する必要がある。